

秋田県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 施行者の名称
湯沢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
湯沢都市計画下水道事業 湯沢市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年7月26日から令和8年3月31日を平成3年7月26日から令和13年3月31日までに変更する。
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
令和3年秋田県告示第232号の事業地に湯沢市成沢字柴山の一部の区域を加え、湯沢市愛宕町四丁目、大字関口字寺沢、字上寺沢、字聖ヶ沢及び字杉ノ沢の全部の区域を削る。
 - (2) 使用の部分
なし